

## 工事代金の回収対策

工事代金が回収できない場合は、「支払督促」が効果的です。相手側の所在地にある簡易裁判所を経由して請求できます。

# 東傳 - 亂世

## 東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

**発行部**  
四日市市芝田1丁目11-27  
**☎ (059) 356-1017**  
**中勢支部 松阪支部**  
津市上弁財町18-13ワープビル2F  
**☎ (059) 213-1193**  
**伊賀支部**  
伊賀市上林670 **☎ (059) 213-1193**  
**南勢支部**  
伊勢市本町2-4 **☎ (0596) 29-1717**  
**HP://www.tokai-ippan.net/**



## 新たに名張支部を開設

この名張市緑の看板がな支部運営に向けて基礎部分が確立されました。名張地域は大阪など関西圏への通勤圏内として栄え、多くの団体が建設

# 名張支部の看板設置

空白地域であつた伊賀地域の拠点として、名張市内において支部設置の準備を進めて

きました。このほど名張市緑が丘に「名張支部」の看板が設置され、具体的な支部運営

法人事業者の方に朗報です。節税対策として、今年4月から大手生命保険会社が保険料の「全額損金」商品を売り出し、堅調な販売セールスを開いています。これまで「半額損金」が主流でした。決算前の利益調整することがこれまで以上に幅が広まつた、と言えます。詳しくは組合までご相談ください。説明には組合と提携している担当者からお聞きください。

**法人  
事業者**  
**節税に活用**

されました。建築従事者も多  
い反面、有力な建設組合もなく組織化が遅れていま  
した。

は9月1日以降に発病した入院からとします。

# 都議選で歴史的大敗 自民凋落へ

て面白脚女  
また、与党として安倍一族の補完勢力として生き残りを図る公明党や維新は傍目から見てもその姿は滑稽で嘩かわしい限り

# 岸・佐藤のDNA 安倍一族の野望

分の3万円を入院給付金とし  
て支給していましたが、改正  
後は通院期間の10日、2万円  
が対象になり、合計5万円を  
支給します。

今回の改正の背景には、組  
合員の高齢化などで病気の罹  
患率も高くなつており、生活  
の安定を加速する必要がある  
と判断しました。該当される  
方は組合まで連絡を。

# 税務調査が増



四日市税務署

した傾向は2～3年  
続くことが懸念されま  
す。

東海労働金庫第17回総会が6月21日、名古屋で開催されました。総会では森永委員長が発言を求め、「借り入れの資格要件でサラリーマンが一年以上に対し、自営業者が三年以上になつている」と指摘し、改善を求めました。

労金側は、「保証協会の規定で難しい」と回答。消極的な背景には、「自営業者は収入が不安定」との認識があるようです。

建設業者に対する  
税務調査が昨年度と比  
較し、増えることが予  
想されます。背景に公  
共工事の増加や消費税  
引上げ前の駆け込み需要  
要で建設業界全体が大  
潤った、との認識を税務  
当局は持っているから

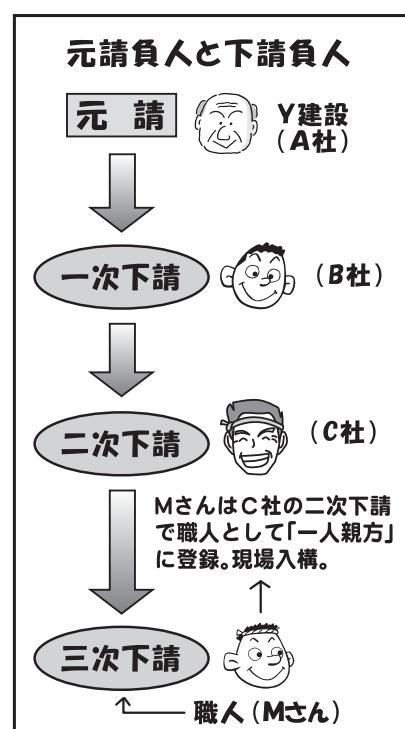
# 元請の労災申請勝ちとる

## 三次下請の職人Mさん

Mさんは三次下請の職人。明寸前に、元請は自社の労使をよう下請に圧力。組合元請の労災適用を勝ちとりMさん（23歳・薦職）は三次下請の職人ですが立場は次下請に一人親方として登録され、「一人親方労災」にも加算入しています。今回の事故で

元請会社Aが「人親方労災」の適用を主張してきたのにはこうした背景がありました。Mさんは事故後、同僚につけられ春日井市民病院に。

事故の概要をエモにして、A社にFAXを送付。その後、一次下請B社の責任者から連絡が入り、組合事務所で協議することに。A・B社の主張は、「登録は一人親方になつており一人親方労災を適用するようお願いします」と繰り返すばかり。3回目の交渉で、A・B社の責任者と二次・三次下請の代表者を含めた会議



認めるケースは「まれ」です。今回の事故の一報も元請には知らせず、二次下請の段階で対応する考えのようでした。

組合が介在することで騒ぎとなり、元請の「労災化」が表面化するのを恐れましたが、これが背景にあります。

住宅瑕疵担保・住宅工事  
ピコイで申請

くとも平成29年度以降は適切な保険への加入が確認ではない場合は「現場入場」を禁止することにしています。こうした背景には建設業従事者の高齢化や24歳以下の若年入職者の減少があります。国交省や建設業界では、建設業＝社会保険すら入っていらない業界と思われ、若い人材が集まらない、との危機感を持つっています。

## 建設業の労災

最近、下請工事を主にしている方から、「労災保険に加入したい」との問い合わせが増えています。事情を聞いてみると、「労災保険に加入しないと現場に入れてもらえないから」との返事です。

労災保険法では数次の請負によって行われる建設事業については、元請人が全体の事業について事業主として労働保険の適用を受けることになります。

つまり、建設業が数次の請負によって行われる時は、個々の下請負事業のを独立した事業として把握しないで、すべて元請負事業に吸収され、一つの事業として取り扱うことになります。

したがって、元請負事業に

使用するすべての労働者について保険料の納付等の義務を負うことになり、下請業者は労災保険に加入しなくてもいいことになります。

# 元請けが適用を渉る理由

## 元請けが適用を渋る理由は

元請は面倒見てくれますか

## ■富士火災・東京日動■

労災保険の適用無しでも実費治療費用100万円まで支給5000円の休業補償下請けまで補償「建設業専用災害補償プラン」が最適

### **第三者(物)への賠償**

- ## ■損保ジャパン



(加1) 作業者は組合へ連絡左)

**未加入  
下現  
請場に選定しない止**